## 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

## 令和2年11月16日

| 報告事項件名  | 具     |
|---|-------|
| (教育指導部)なし   |       |
| (学校運営部)なし   |       |
| (子ども家庭部)  |       |
| (1)足立区保育士等住居借上げ支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • 2 |

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

| で国・都の補助事業を活用している。保育士の確保・定着にあたっぱ、必須の事業である。事業開始から5年を越え、対象者の増加にいい、事業開始時には想定していなかった事例や課題が生じている。ア 国の状況 令和元年度までは基準単価が82,000円であったが、国が全国一から見直しを行い足立区の単価は、令和2年度は71,000円である対象は保育士。 補助率 国 1/2 区 1/4 事業者 1/4 イ 都の状況  |       | 令和2年11月16日  |  |  |  |  |  |
|--|-------|---|--|--|--|--|--|
| 1 保育士等住居借上げ支援について (1) 現状 保育士の確保・定着を目的に平成27年度の途中から開始した事で国・都の補助事業を活用している。保育士の確保・定着にあたっは、必須の事業である。事業開始から5年を越え、対象者の増加にい、事業開始時には想定していなかった事例や課題が生じている。ア 国の状況 令和元年度までは基準単価が82,000円であったが、国が全国一から見直しを行い足立区の単価は、令和2年度は71,000円である対象は保育士。 補助率 国 1/2 区 1/4 事業者 1/4 イ 都の状況 | 件 名   | 足立区保育士等住居借上げ支援事業について  |  |  |  |  |  |
| (1) 現状 保育士の確保・定着を目的に平成27年度の途中から開始した事で国・都の補助事業を活用している。保育士の確保・定着にあたっは、必須の事業である。事業開始から5年を越え、対象者の増加にい、事業開始時には想定していなかった事例や課題が生じている。ア 国の状況 令和元年度までは基準単価が82,000円であったが、国が全国一から見直しを行い足立区の単価は、令和2年度は71,000円である対象は保育士。 補助率 国1/2 区1/4 事業者1/4 イ 都の状況                      | 所管部課名 | 部課名 待機児対策室子ども施設整備課  |  |  |  |  |  |
| 看護師や栄養士等も対象者としている。令和2年度国の基準単価直しにあたっても、都が差額を補助している。令和3年度以降補助の継続は未定である。 補助率 国 1/2 <u>都 1/4 区 1/8 事業者 1/8</u> ウ 国・都の同居家族の補助要件 国、都の補助は、区の事業に補助を行う考えであるが、元来の業業スキームでは、地方から就職する新卒者など若い保育士を対象を   | 内容    | (1) 現状 保育士の確保・定着を目的に平成27年度の途中から開始した事業で国・都の補助事業を活用している。保育士の確保・定着にあたっては、必須の事業である。事業開始から5年を越え、対象者の増加に伴い、事業開始時には想定していなかった事例や課題が生じている。ア 国の状況 令和元年度までは基準単価が82,000円であったが、国が全国一律から見直しを行い足立区の単価は、令和2年度は71,000円である。対象は保育士。 補助率 国1/2 区1/4 事業者1/4 イ 都の状況 都は国の上乗せで補助を行っている。対象者も保育士に加えて、看護師や栄養士等も対象者としている。令和2年度国の基準単価見直しにあたっても、都が差額を補助している。令和3年度以降補助の継続は未定である。 補助率 国1/2 都1/4 区1/8 事業者1/8 ウ 国・都の同居家族の補助要件 国、都の補助は、区の事業に補助を行う考えであるが、元来の事業スキームでは、地方から就職する新卒者など若い保育士を対象者として想定している。配偶者等一定程度の収入がある同居の家族がいるケースを想定した事業ではない。 [利用者数]  利用者 保育園数 利用保育園 利用者数 |  |  |  |  |  |

※所要額調查 7/27 現在

134園

143園

159園

170園

193園

46園

82園

111園

131園

156園

115人

268人

424人

559人

875人

平成28年度

平成29年度

平成30年度

令和 元年度

令和 2年度

## (2)課題及び改善策

|   | 課題  | 改善策  |
|---|---|--|
| 1 | <ul><li>●保育事業者が、本事業の主旨<br/>にそぐわない利用申請を行う<br/>ケースが増えている。事業の<br/>悪用が年々増えている。</li><li>・同居家族の収入操作</li><li>・セカンドハウス等</li></ul> | ○同居者のいる場合の対象条件を明確化する。健康保険証の扶養家族で判断する。<br>○共働き等、扶養対象外の新族と同居している場合は、3親等内の親族でかつ常態として保育士等が世帯収入の50%以上占める場合は該当とする。 |
| 2 | ●保育士の確保・定着策として<br>実施している事業である。し<br>かし、年度途中で退職する保<br>育士が一定数生じている。  | ○保育士の定着を一層図るために、月の途中で退職した対象者への借り上げ費用の補助を見直し、日割り計算を廃止する。  |
| 3 | ●事業の仕組みが複雑(国・都補助金の制度による)で、補助金の申請に必要な書類が多く事業者の事務負担が大きい。  | ○提出書類の簡素化を図る。  |
| 4 | ●保育事業者の大半が「公費の補助がなければ社宅の提供はしない」というスタンスであるため、国・都の補助が終了した場合、保育士への影響が大きい。  | ○国・都に事業の継続を要望<br>中。  |

## 問 題 点 今後の方針

各保育事業者へ丁寧な説明を行っていく。